

社会福祉法人梅香会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅香会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員の報酬については支給しない。

2 評議員の報酬については支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。